

外国法事務弁護士登録審査手続規程（会規第二十六号）中一部改正

外国法事務弁護士登録審査手続規程（会規第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の一条を加える。

（出席の方法等）

第一条の三 前条の場合において、委員は、災害の発生その他のやむを得ない事由により登録審査会の開催場所において出席することが困難なときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「通信システム」という。）によって、弁護士会、弁護士会支部、弁護士会連合会その他会長が許可した場所（以下「弁護士会等」という。）から登録審査会に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審査及び議決に加わることができない。

第十五条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当事者並びに代理人及び補佐人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により審尋の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から審尋に出席することを希望するときは、会長は、これを許可することができる。

附 則

第一条の三（新設）及び第十五条第二項（新設）の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。